

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	47-1	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	56の3-1	許認可等の内容	振興計画の認定
<p>○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (抄) (昭和32年6月3日法律第164号)</p> <p>(振興計画の認定)</p> <p>第五十六条の三 組合又は小組合は、組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業 (以下「振興事業」という。) に関する計画 (以下「振興計画」という。) (小組合にあつては、当該小組合の行う共同施設に係るものに限る。) を作成し、当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、政令で定める基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができる。</p> <p>&lt;厚生労働省令で定める事項&gt;</p> <p>○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 (抄) (昭和32年8月31日号外政令第279号)</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第九条 法第九条第一項、第十一条及び第十二条 (これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の二第一項及び第三項、第十四条の十第一項、第十四条の十二 (法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項並びに第二十八条第三項及び第五項 (これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第四十二条 (法第三十八条第五項、第四十九条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三 (これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条 (これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。)、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものを除く。</p> <p>3 第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>					